

院内トリージ実施料の算定について

●トリージとは

患者様の緊急度・重症度を判断し、より早期に治療を要する患者様から優先して診察する方法です。

●院内トリージ実施料について

当院は夜間、休日または深夜において、受診された初診の患者様（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、来院後、速やかに緊急性について判断をした場合、診療に係る料金に「院内トリージ実施料」として 300 点を算定させて頂いております。

院内トリアージ実施基準

初期評価基準

緊急度順位	症状及び状態
1	直ちに救命処置を必要とする状態
2	可能な限り早く治療を開始する必要がある。 緊急性はあるが生命や四肢を失うような危険性はない状態
3	待たせても病状が悪化する可能性の少ない状態 長く待たせても差し支えない
4	緊急性がない 翌日にしかるべき専門診療科を受診してよい状態

再評価基準

区分	順位	症状及び状態
歩行不可能	第Ⅰ順位	○意識障害でJCSI—3以上で呼吸・循環障害を伴うもの ○大出血 ○重症ショック ・意識障害でJCSI—3以上・蒼白冷感・チアノーゼ ・呼吸早く浅い ・橈骨動脈で触知しにくい(脈拍120回／分以上) ・血圧低下(最高血圧60mmhg以下) ○重症熱傷 ・Ⅱ度30%以上 ・Ⅲ度10%以上 ・気道熱傷 ・ショック症状のある者 ○脊椎(髄)損傷 ○多発外傷
	第Ⅱ順位	○第Ⅰ及び第Ⅲ順位以外の傷病者
歩行可能	第Ⅲ順位	○歩行可能な傷病者
第0順位		○明らかに死亡していると判断される傷病者 ○気道確保を行っても呼吸が感じられない傷病者